

最高裁秘書第3002号

令和元年6月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月9日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2511号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年4月28日付け最高裁民事局第一課長、総務局第一課長事務連絡「日本司法支援センターが自己破産申立て事件において破産の手続費用を第三者予納した場合について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-02)

平成29年4月28日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 成 田 晋 司

最高裁判所事務総局総務局第一課長 清 藤 健 一

日本司法支援センターが自己破産申立て事件において破産の
手続費用を第三者予納した場合について（事務連絡）

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が、自己破産申立て事件において、申立人に代わって破産手続の費用を直接地方裁判所に予納するいわゆる第三者予納をした場合の取扱いについては、平成22年3月30日付け最高裁民事局第一課長、総務局第一課長、経理局総務課長書簡において、破産裁判所が第三者予納の破産予納金を財団債権として取り扱うときには（全国倒産処理弁護士ネットワーク編「注釈破産法（下）」18頁参照）、破産管財人が破産債権として処理することのないよう、第三者予納の上申書写しを破産管財人へ交付するなど、破産管財人への情報提供に留意していただくようお願いしているところです。

しかしながら、法テラスが破産手続の費用を予納した破産管財事件につき、破産裁判所が、法テラスによる第三者予納がされたものとみて、この予納金を財団債権として取り扱うこととしていたにもかかわらず、破産管財人が第三者予納の事実を認識せず、この予納金を財団債権として計上しないまま、裁判所から許可を得て配当を実施した結果、法テラスへの弁済がされなかったという事例が見受けられます。

破産裁判所において、第三者予納の破産予納金を財団債権として取り扱う場合には、破産管財人が第三者予納の破産予納金を把握できるよう、確実に情報提供していただきますよう、お願い申し上げます。

また、破産管財人に対し、情報提供をした場合には、記録上も明確にしておくことが相当と考えられますので、よろしくお取り計らいください。
